

# イムス富士見総合病院について

01

## 基本理念

安全で適切な医療を提供し、**愛し愛される病院**として社会に貢献する

## 基本方針

- ・急性期病院として1人でも多くの患者さまのニーズに応えるために全力を尽くす。
- ・他の組織や施設と密接に連携してシームレスな医療を構築し、地域のニーズに応える。
- ・医療提供に必要なスキルや接遇マナー、コミュニケーション能力を備え、適切な感染対策が実施できる職員を尊重し、かつ育成する。

## 患者さまの権利

- ・安全で適切な医療を平等に受ける権利があります。
- ・医療機関や医師を選択し、また他の医師に意見を求める権利があります。
- ・診療について十分な説明を受け、治療などを選ぶ権利があります。
- ・個人情報及びプライバシーを保護される権利があります。

## 患者さまへのお願い

- ・患者さまの健康についての情報はできる限り正確にお伝えください。
- ・ご自身が希望することまたは希望しないことをお伝えください。
- ・分からないことは納得できるまでお聞きください。
- ・適切な診療をお受けいただきかつ快適な療養環境をつくるために、病院の決まりを守ることにご協力ください。
- ・教育・研究施設として学生の臨床実習にご理解ご協力をお願いいたします。

## 医療安全の取り組み

### 医療を安全に受けていただくために

当院では、患者さまとご家族、そして、医療現場を構成しているすべての医療従事者を無意味な災禍から守るため、各部署より代表を選出し医療管理対策委員会を組織しています。全職員からよせられたインシデント、アクシデント事例の報告をさらに詳しく情報をとり分析、改善策を提案しています。また、患者さまの治療に関する疑問や不安を軽減するために、相談及び支援が受けられる体制を整えています。

- 医療安全専従 1名、医療安全専任 5名
- 医療安全相談、患者相談はA館1階  
「患者さま相談窓口」にお声がけください。
- 安全管理のための委員会の実施 1回/月
- 安全管理のための職員研修 2回/年
- 医療安全に係る取り組みの評価・検討を行うカンファレンスの実施 1回/週

## 感染対策の取り組み

### 院内の感染症を防止するために

院内感染は、体の抵抗力が低下した患者さまが通常では病気を起こさない微生物等によって新たな感染症に罹患したり、針刺し事故による感染症の罹患など、患者さまばかりではなく職員にも起こり得ます。院内感染というかたちで患者さまに不利益をもたらさないような、予防策を講ずる必要があります。当院の感染対策は、このような考え方をもとに、それぞれの医療従事者、個々のレベルでの院内感染防止対策と、医療施設全体の組織的な院内感染防止対策の二つの対策を推進することによって、院内感染の発生を未然に防ぎ、患者さまが安心して安全かつ良質な医療を受けられる環境を整えることを目的としています。

各部署より代表者を選出し院内感染対策委員会を組織しており、院内感染対策委員会では実情に合わせた標準予防策、感染経路別予防策、職業感染予防策、疾患別感染対策、洗浄・消毒・滅菌・抗菌薬適正使用等の内容の手順書を作成し、定期的に職員に研修を行っています。委員会の中で感染制御のチームを設置し、1週間に1回程度院内を巡回し、院内の感染状況の把握、職員の感染防止等を行っています。

また、当院は感染対策向上加算1及び指導強化加算を取得しており、地域の感染対策向上を行うための基幹病院として、近隣の連携病院に対し助言や合同でのカンファレンスを実施しています。

掲載	号
年 月 日より	
年 月 日まで	
更新	無期限
総務課	

令和5年12月1日  
イムス富士見総合病院 病院長